合計	二百億円	十億円	百五円四十一銭
〃	〃	十億円	百五円四十二銭
〃	〃	十億円	百五円四十三銭
〃	〃	十億円	百五円四十四銭
〃	〃	十億円	百五円四十五銭
〃	〃	十億円	百五円四十六銭
〃	〃	十億円	百五円四十七銭
〃	〃	十億円	百五円四十八銭
〃	〃	十億円	百五円四十九銭
〃	〃	十億円	百五円五十銭
〃	〃	十億円	百五円五十一銭
〃	〃	十億円	百五円五十二銭
〃	〃	十億円	百五円五十三銭
〃	〃	十億円	百五円五十四銭
〃	〃	十億円	百五円五十五銭
〃	〃	十億円	百五円五十六銭

○厚生労働省告示第三百九十八号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

「アメリカ合衆国（ニュージャージー州、ニューヨーク州及びペンシルベニア州を除く。）」を「アメリカ合衆国」に、「ノルウェー　ハンガリー」を「ノルウェー」に改める。

○農林水産省告示第二千三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市入粟野字横根一五〇四の一・一五一三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市入粟野字横根一五〇八（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市入粟野字横根一五〇八（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十一月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都あきる野市戸倉字盆堀谷二四一〇の一から二四一〇の三まで・二四一五の一・二四一五の四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二四一〇の四、二四一一の一から二四一一の四まで、二四一二の一から二四一二の八まで、二四一五の二、二四一五の三、西多摩郡奥多摩町棚澤字舟井戸一一〇五の口、氷川字曲り尾六四二、字逆川六四四の一（次の図に示す部分に限る。）、六四三、六四四の二から六四四の一まで、字長澤六四五、字山伏谷六五〇、字北野沢六五一、字細倉谷六五二の一、六五二の二、字東川乗六〇五の一から六〇五の五まで、六〇六の一、六〇六の二、六〇七の一から六〇七の八まで、六〇八の一から六〇八の三まで、六〇九の一から六〇九の四まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに関係市役所及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十一月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都八王子市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、八王子市・あきる野市・青梅市・西多摩郡奥多摩町・日の出町・檜原村（以上三市二町一村について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）